

## 那覇市立 安謝小学校

### 学校いじめ防止基本方針

#### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

##### 1 基本方針の策定の意義、基本理念、いじめの定義等

###### (1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略） 【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

###### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### (3) いじめの判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気付いていない場合	左記の例に関しても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所でも被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織（児童支援合同委員会）を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応をとる。

#### ☆具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨ 性的いたづらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 学校の現状

本校の児童は、明るく元気で素直な児童が多い反面、あいさつに課題があり、進んであいさつができない児童がいる。また、生活面では、学習用具の忘れ物や落し物が多いことなどに課題が見られることから、学推の取り組みと生徒指導を両輪で取り組み充実させることにより、積極的な生徒指導や問題行動、いじめの早期発見へとつながると考える。

本校地域の特徴は、那覇新都心地区として諸々の施設が新設された新しい風と、昭和の薫り漂うたたずまいとすーじ道が残る安謝地域の古きよき風が交流する場所となっていることである。保護者は学校へ、正しい言葉遣いで話せる子、いじめのない学校、あいさつ上手な子など、教育活動全体を通して豊かな心の育成を望んでいる。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### ① 構成員（柔軟に対応）【必要に応じて、外部専門家を活用】

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会（児童支援合同委員会）を設置し、基本理念に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。定期に関わらず、いじめ等が発生し急を要する場合は、緊急に同委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

校内構成員	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、関係担任、養護教諭、教育相談支援員、スクールカウンセラー、関係職員（人権教育主任、特別支援コーディネーター等）
校外構成員	スクールソーシャルワーカー（SSW）、子ども寄り添い支援員、児童民生委員、教育委員会指導主事、警察・警察少年補導員、医者、関係機関の助言者等

### ② 組織の役割

- ・未然防止の取組
- ・いじめの相談・通告を受ける窓口
- ・いじめの疑い、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発  
（HP掲載、入学式・始業式等での児童・保護者への周知）
- ・人権アンケート・教育相談（面談・聴取）等の実施
- ・いじめの認定
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・重大事態への対応

## (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### ① 未然防止

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

ア) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

- ・他者と関わりながら課題の解決に向かい、「問い」が生まれる授業

- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
  - ・授業評価アンケートの実施
- イ) 学習規律の徹底
- ・ベル席
  - ・正しい姿勢
  - ・発表の仕方、聞き方「あいうえお運動」
- ウ) 学級集団づくり（支持的風土のある学級・学年・学校経営）
- ・話し合い活動、学級会活動の充実
  - ・学級のルールづくり、居場所づくり、絆づくり
- エ) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
- ・豊かな体験活動の設定
  - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- オ) 児童会活動の充実
- ・学校行事の主体的な運営
  - ・委員会活動の充実
- カ) 人権学習、道徳教育の推進
- ・一人一人のよさや違いを認め合う学習（人権教育出前授業の活用：法務局人権擁護課）
  - ・「いじめ」の本質や構造の理解

## ② 早期発見

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

### ア) 意図的な観察

- ・出席をとるときの声、表情、児童の日記やノートの内容
- ・健康観察、保健室等での様子や児童同士での関わりの様子
- ・那覇市登校支援リーフレットの活用

### イ) 教育相談の実施

- ・各学期に教育相談週間の設定（6月、9月）

### ウ) 人権アンケートの実施

- ・毎月1日（人権の日）に実施（1日が休業日の場合は、その月の最初の登校日）

### エ) 報告・通報・情報共有・記録の徹底

（発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→管理職→児童支援合同委員会）

## ③ 早期対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（児童支援合同委員会）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、那覇市教育委員会と連携を図り、那覇警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。

ア) いじめ問題の対処の流れ・・・「沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～」参照

(H29年3月)

#### イ) いじめ対応の留意点

- ・いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、管理職に報告する。
- ・管理職はいじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会（児童支援合同委員会）を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ・いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ・いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ・校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ・校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ・いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目指したものとする。

#### 【被害者への対応】

- ・被害者（知らせた者を含む）の安全を確保する。
- ・被害者を徹底的に守り通す。
- ・信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

#### 【被害保護者への対応】

- ・窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ・つながりのある教職員を中心に、家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに協力・連携体制を整える。

#### 【加害者への対応（支援を含む）】

- ・事情を確認
- ・いじめは人格を傷つける（生命・身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要なときは関係機関との連携を行う。
- ・事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。

#### 【いじめをはやし立てる児童への対応】

- ・自分の問題として考えさせ、いじめを受けている児童の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気付かせ、日頃から人権意識を育む。

#### 【関係機関との連携】

- ・犯罪行為、又は児童の生命、身体又は財産に重大な事態が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

④ ネット上でのいじめへの対応

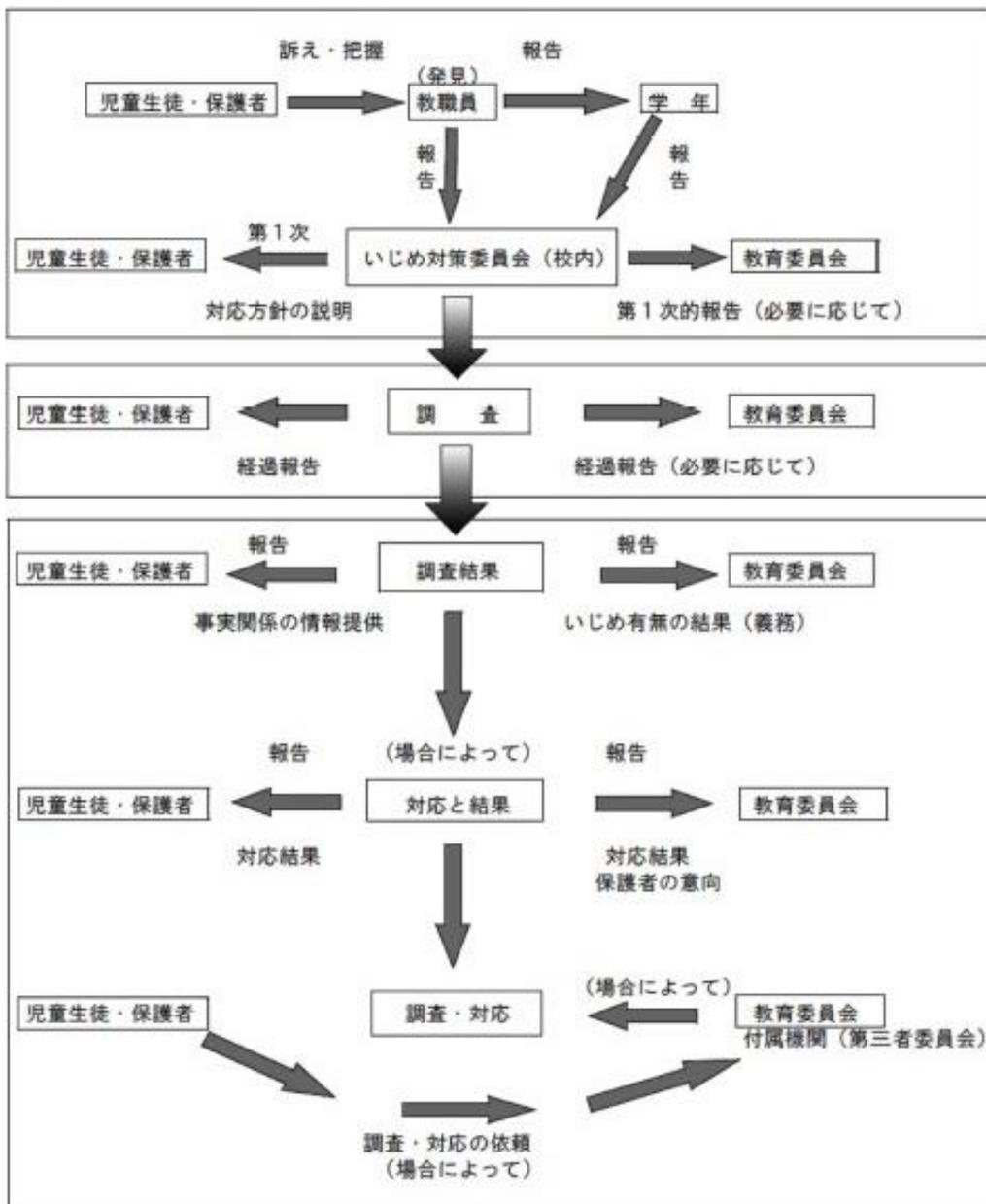
インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また児童達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。  
(県警サイバー犯罪対策課 TEL. 098-866-0110)

⑤ 生徒指導体制（教育相談体制については、教育計画「教育相談」を参照）

【いじめ発生時の通常対応】 沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～より



⑥ いじめ防止に関する年間計画

※◎は毎月実施

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<b>【職員会議】</b> ・いじめ防止基本方針読み合わせ ・児童に関する情報交換 ○学校便り等での発信(必要に応じて) <b>【生徒指導連絡協議会】</b> (生徒指導主事)	<b>【学級活動】</b> ・学年・学級開き、学年・学級目標やルールの確認 <b>【学校行事】</b> ・入学式、始業式 ・春の遠足(人間関係づくり)	<b>【家庭訪問】</b> ・保護者との連携・確認、情報交換、問題の早期発見 <b>【学級・学年懇談会】</b> ・いじめ対策についての説明・啓発
5月	◎人権アンケート実施 (教育相談、生徒指導主事) ◎【職員会議】【児童支援合同委員会】 ・児童に関する情報交換 <b>【小中一貫生徒指導連絡会】</b> (教頭、教務、生徒指導主事等) <b>【生徒指導連絡協議会】</b> (生徒指導主事)	◎人権アンケート回答	○日曜授業参加日 ○PTA総会
6月	○教育相談週間に向けての人権アンケート実施 (教育相談、生徒指導主事) <b>【生徒指導】</b> ・人権、いじめについての特設授業の実施(全学級)	<b>【児童会】</b> いじめ防止月間の取組 ・いじめについての児童朝会 <b>【学級活動】</b> ・笑顔なかよし大作戦(全学級) ◆教育相談週間 ○平和集会、平和学習	
7月	<b>【生徒指導連絡協議会】</b> (生徒指導主事) <b>【校内研修】</b> ・いじめ等生徒指導に関する研修	◆教育相談(抽出) ○合同宿泊学習(特支)	○授業参加日 <b>【個人面談】</b> ・保護者との連携・情報交換、問題の早期発見
8月	<b>【生徒指導連絡協議会】</b> (生徒指導主事)	<b>【学級活動】</b> ・夏休み明け学級ルールづくり ○スマホの使い方教室(高学年)	～夏季休業中～ <b>【家庭訪問や電話連絡等の実施】</b> ・家庭との連携・見守り体制の強化 ○授業参加日・スマホの使い方教室
9月	<b>【小中一貫生徒指導連絡会】</b>	<b>【学校行事】</b> ・運動会(人間関係づくり) ◆教育相談週間	
10月	<b>【小中一貫合同研】</b>	<b>【学校行事】</b> ・1学期終業式、2学期始業式 ・修学旅行(6年)・秋の校外学習	～秋季休業中～ <b>【家庭訪問や電話連絡等の実施】</b> ・家庭との連携・見守り体制の強化
11月	<b>【生徒指導連絡協議会】</b> (生徒指導主事)	<b>【学校行事】</b> ・自然教室(5年)	<b>【学級懇談会】</b> ・保護者との情報交換 ・いじめ対策についての説明・啓発
12月	○学校評価 <b>【学校・警察連絡協議会】</b> (生徒指導主事)	<b>【学校行事】</b> 学習発表会(人間関係づくり) ○学校評価	○学校評価 ～冬季休業中～ <b>【家庭訪問や電話連絡等の実施】</b> ・家庭との連携・見守り体制の強化
1月	◎次年度いじめ防止基本方針検討・作成 <b>【生徒指導連絡協議会】</b> (生徒指導主事)		○授業参加日
2月	<b>【小中一貫生徒指導連絡会】</b>		○授業参加日
3月	<b>【職員会議】【児童支援合同委員会】</b> ・学年間引き継ぎ ・児童の情報交換	<b>【学校行事】</b> ・卒業式、修了式、離任式	～春季休業中～ <b>【家庭訪問や電話連絡等の実施】</b> ・家庭との連携・見守り体制の強化 ・新学級担任との顔合わせ(必要な児童)

※学校行事等で人間関係づくりを図る。

※道徳の授業を、授業参加日において年1回以上実施する。

## 2 重大事態への対処

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

### (1) 発生報告

#### ① 教育委員会へ報告

※重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署（那覇署）へも援助要請。

### (2) 重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

#### ① アンケートの実施

- ・事前に、内余蘊ついで被害保護者へ承諾を得る
- ・アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）

#### ② 面談実施

- ・教員、被害本人、加害本人、周囲の児童、部活動の児童等
- ・児童への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う

### (3) 調査結果の情報提供及び報告

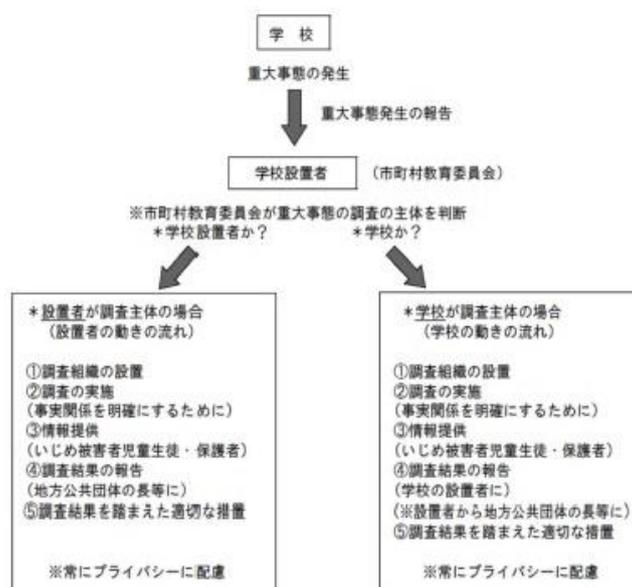
#### ① 被害児童・保護者への報告

※①の報告後、希望がある場合は被害児童・保護者の所見を記載した文書を添付

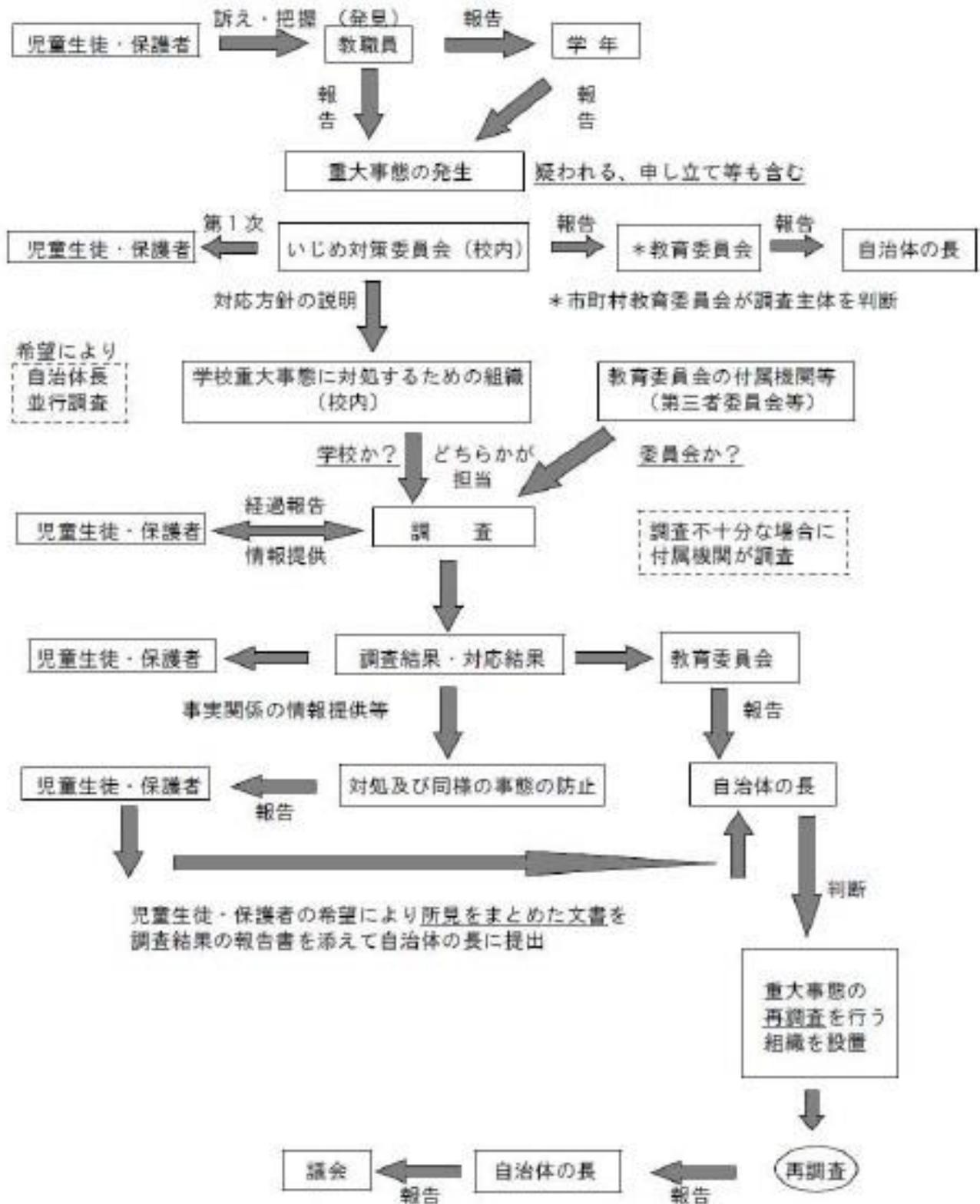
#### ② 教育委員会を通して首長への報告

### (4) 重大事態対応フロー図 沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～より

【学校対応】



【重大事態発生時の対応】 沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～より



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

### 3 P T A及び関係機関等との連携について

- (1) 授業参加日や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- (2) 個人面談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- (3) P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- (4) インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

※高学年は、児童・保護者参加のネットモラルに関する講演会を実施する。

- (5) 「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである」と認める時は、那覇警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに那覇警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。

例えば、学校、P T A、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。